

津波避難施設整備に対する補助制度のご案内

藤沢市では、大規模地震等による津波災害から市民等の生命を守るとともに、津波に対する不安を軽減するため、津波避難を目的とした屋上フェンスや外付け階段などを整備する民間事業者等に、地域住民等の避難場所として相当する分の工事費用に対して一定の補助を行っています。

<対象地域>

神奈川県が2021年3月22日に指定した「津波災害警戒区域」及び周辺部

<対象施設>

- ①津波避難ビル指定要件をみたす建築物
(耐震性、RC又はSRC造、3階以上の部分を有する など)
- ②津波避難場所を確保できる建築物又は工作物
(避難デッキ、避難タワー、駐車場 など)
※新設、既設は問いません。

<対象事業者>

地域住民等が、津波発生時に一時的あるいは緊急的に避難できる津波避難施設を整備する者

<対象事業>

- ①屋上フェンス設置工事
- ②外付け階段設置工事
- ③屋上デッキ設置工事
- ④案内表示板設置工事
- ⑤誘導照明灯設置工事
- ⑥その他市長が必要と認める工事等

※ただし、法令等において設置義務のないもの



(裏面あり)

<補助額の算出方法>

①補助額

下記 a、b のいずれか小さい額に補助率を乗じて得た額で、避難場所面積に応じて上限は3,000万円とする。

a：補助対象事業の工事費

b：避難場所面積に1㎡あたり5万円を乗じて得た額

②補助率（地域住民等避難可能率）

避難場所面積に対する地域住民等が避難できる面積の割合とし、次の算定式により求める。

算定式：（避難場所面積－入居者等使用面積）÷ 避難場所面積

※1人当たり避難面積は、0.6㎡（未就学児は0.3㎡）とする。

<その他>

①津波避難施設整備認定調整会議

庁内関係各課による津波避難施設整備認定調整会議を設置し、補助事業として認定することが妥当であるかどうかを総合的に判断します。

②事業の完了前に、津波避難ビルの協定を市と締結していただきます。

◎事前協議、補助制度に関するお問い合わせは、

防災安全部 防災政策課まで

TEL0466-25-1111（代表）

※「藤沢市津波避難施設整備事業費補助金交付要綱」は、市ホームページからダウンロードできます。